

である。

(45) この時期のアンヘルトはデッサウ、ベルンブルク、ケーテンの三つに分裂しており、連隊簿でも別々に記されているが、(44)ではこれらを合算している。

(46) その他に、ギリシア正教を奉ずるロシア出身の兵士がいる。

(47) (48) これ以外に、興味深いこととして、第一中隊で改革派の割合がひとりわ高く（一一一・九%）のだが、その原因はよく分からなかつた。

(48) ちなみに、連隊簿には「一七五六年以前（vor 1756）」という項目がある。一七五六年前に入営した者とこう意味のようなのだが、この項目の該当者は、兵士では二人だけである。一人は(2)所属の擲弾兵ビュットナー（Heinrich Büttner）で、一七三六年生まれの彼は二〇歳で入営した、一七一六年勤務のベテラン兵士である。StAH, HB B-18-1, S.47/48. もう一人は(5)所属のマスケット兵ハイマン（Heinrich Heymann）である。彼は一七二七年に生まれ、一七一一年六月勤務のベテラン兵士である。Ebd., S.85/86. 六五歳の(1)のハイマンは、第三連隊の最年長兵士である。ただ残念なことに、この一人の老兵には、とみに除隊欄に「傷病兵」の記述がある。

(49) 阪口「軍隊社会」四七頁。

(50) ハレにおける靴下製造業の発達については Rolf Straubel, *Kaufleute und Manufakturunternehmer. Eine empirische Unter-*

連隊簿からみた近世プロイセン軍隊社会（上）（鈴木）

suchung über die sozialen Träger von Handel und Großgewerbe in den mittleren preußischen Provinzen (1763 bis 1815), Stuttgart 1995, S.69. を参照のこと。なお、靴下

製造工で一番目に多いのは、出身地域欄に「兵士の子供」と記入された者たちで（一一一・三%）。彼らのはほぼ全員がハレの出身者であった。このことはつまり、靴下製造工の八割以上がザールクライスならびにハレの出身者だったことを示すわけだが、それだけでなく、兵士の子供がどのような生業を経由して父と同じ道に至つたのかをも示しており、興味深い。ちなみに「兵士の子供」は一八〇〇人中七六人おり、そのうち生業欄に記入のある者は四五人であった。職種は靴下製造工がもつとも多い。

(51)

阪口「軍隊社会」四六頁以下によると、第四一連隊（一七五五年）で多い職種は仕立屋と靴職人で、第一〇連隊（一七六六年）では仕立屋と亞麻布織工であった。なお、後者の駐屯地域であるラーフェンスベルクでは亞麻布織業がさわめて盛んで、カウフホルトによれば、当時のプロイセンにおける四大生産地の一つであった。Karl Heinrich Kaufhold, *Das Gewerbe in Preußen um 1800*, Göttingen 1978, S.257f. 駐屯地域の社会的・経済的特性は(44)にも現れてる。

(52) Hanne, *Regimentsbuch*, S.25.

(53) Ebd. S.24.

(54) 外国人兵士の場合には、盲目的な結婚でないかどうか、

そして妻となる女性が極度の貧困状態にないかどうかを中心長がよく吟味し、問題がなければ結婚許可証は発行された。これに対して同国人については「都市に定住するか農村に屋敷圃（Bauern Höfe）を持つ賜暇兵で、今後の生計維持のために女性を必要とする場合」という条件が付けられていた。*Reglement von 1743, S.471f.*

(55) 歩兵第四一連隊（一七五五年：一一〇八人）は四〇%、第一〇連隊（一七六六年、九七二人）が五八・九%であった。阪口「軍隊社会」四四頁。また第五連隊（一七七一年、七〇一人）は四七%であった。*Hanne, Regimentsbuch, S.24.*

(56) 「皇帝軍や以前のフランス軍、またその他の軍隊では兵士の結婚はひじょうに難しい。長い勤務と特別の事情のた

めに容易なことでは許可がもらえない。けれどもプロイセン軍の場合は結婚許可証をもらうほど簡単なことはない」。*F. C. ラウクハルト『ゲーテ時代のひとつつの断面—自伝「人生の有為転変』上西川原章訳、三修社、一九九四年、三〇一頁。*

(57) 阪口「軍隊社会」四四頁。
 同上、四五頁。
 (58) この兵士はキュッペ（Adam Küpp）という。第六中隊所属のマスケット兵で、バイロイト出身の四三歳である。彼には息子六人と娘二人がいた。*StAH, HB B-18-1, S.9394.*